

医療法人鴻池会 秋津鴻池病院

北 2 階病棟入院施設基準ご案内

○当院は、次の施設基準等を近畿厚生局長へ届出て、実施しております。

当病棟では、厚生労働大臣の定める下記の入院基本料の施設基準を実施しております。

精神療養病棟入院料 重症者加算 1，2

入院患者さん 15 人に対して 1 人以上の看護要員（うち 5 割以上は看護師又は准看護師）の勤務体制

精神療養を行うにつき適切な構造設備及び専任の常勤精神科医・看護師・作業療法士・ソーシャルワーカー等の人員が配置された病棟です。

また、退院支援相談員を選任し、退院に向けた支援推進に取り組んでいます。

◎看護は、入院基本料の基準により行っていますので、患者さんの負担による付添看護（家政婦等）は、認められておりません。

なお、患者さんの負担にならない方（ご家族等）の付き添いについては、希望される場合必要最小限許可されることが有ります。

◎当院の入院患者さんに提供される食事は、『入院時食事療養（Ⅰ）』の基準を近畿厚生局長に届出し、管理栄養士によって管理された食事が、適時・適温で提供されております。 また、病棟のホール（食堂）において食事をご提供しています。

提供時間は、朝食 7：30、昼食 12：00、夕食 18：00 となっております。

◎「入院診療計画」 医師・看護師等の共同により策定された診療計画を文書により交付致します。

◎「院内感染防止対策」 院内感染防止対策委員会を定期的に開催し、手洗い設備（消毒液）等を設置し、院内感染を防止するための基準に基づいて行っています。

◎「医療安全管理体制」 医療安全推進委員会を定期的に開催し、医療安全推進規程に基づき院内報告の検討及び職員研修等実施しています。

◎「褥瘡対策」 専任の医師・看護師から構成される褥瘡対策チームを設置し、日常生活の自立度が低い入院患者さんに褥瘡に対する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施しています。

◎「栄養管理体制」 常勤の栄養管理を担当する管理栄養士を配置し、関係職種が共同して患者さんの栄養状態等を確認し、適切な栄養管理や栄養管理計画等の作成を行っています。

◎「意思決定支援」 厚生労働省の定める「ガイドライン」等を踏まえた適切な指針を定め、患者さんの意思決定を尊重した支援を行っております。

◎「身体的拘束最小化」 行動制限最小化委員会を定期的に開催し、適切な指針を定め、患者さんの行動を制限する行為の最小化に努めております。

◎「精神科地域移行実施加算」 精神病棟における長期入院（5 年超）の患者さんに対し、退院調整を実施し、計画的な地域移行支援に係る取組を推進する体制を整えています。

◎「精神科救急搬送患者地域連携受入加算」 精神科救急搬送地域連携紹介加算を算定する紹介元保険医療機関と連携し精神科救急患者の転院体制を整えています。

◎「医療安全対策加算 2」 組織的な医療安全対策を講じ、医療安全確保のための業務改善等を継続的に実施する体制を整えています。療養中の不安や疑問等について、医療相談課で専門の相談員がお話をお伺いさせて頂く体制も整えています。

◎「感染防止対策加算 2」 感染防止対策部門を設置し、感染防止対策の業務指針等の整備を行い組織的な感染防止対策を実施する体制を整えています。

◎「患者サポート体制充実加算」 患者相談窓口を設置し、患者さんに対する支援の充実につき必要な体制を整えています。

◎「データ提出加算 1，3」 厚生労働省が実施する「D P C 導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータが正確に作成及び継続して提出する体制を整えています。

◎「精神科作業療法」 専任の作業療法士 1 名以上の勤務体制で、専用の施設（療法士 1 人に 50 m²以上）及び器具等基準に基づいて行っております。

◎「医療保護入院等診療料」 院内に行動制限最小化委員会を設置し、措置・緊急措置・医療保護及び応急入院に係る患者さんに、精神保健指定医が治療計画を策定・管理します。

◎「排尿自立支援加算」 排尿ケアに係る専門知識を有した多職種チーム「排尿ケアチーム」と連携し、排尿自立や機能等の評価を行い、機能の回復のための包括的なケアを行えるよう体制を整えています。

◎「入院ベースアップ評価料」 看護職員、その他医療従事者の賃金改善を目的とした評価料となっております。

○保険外サービスについて

当病棟では、患者さんまたはご家族が希望される場合に、保険外サービスとして委託業者によるリースや洗濯等ご利用頂けます。詳しくは、医療相談課又は受付にてご確認ください。

北 2 階病棟

当病棟は、精神療養病棟入院料の施設基準を近畿厚生局長に届け出しており、一日 1 2 名以上の看護職員及び看護補助者が勤務しています。

なお、時間毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕 1 7 時まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ちは 8 名以内です。

夕 1 7 時～朝 9 時まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ちは 2 2 名以内です。